

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑮

河内川ダムは平成21年6月に

洪水調節専用ダムに設計変更されている 2

(小浜市) 松本 浩

◇多目的ダムは「試験湛水」に合格して初めて完成となる

河内川ダム建設工事を請け負った西松建設株式会社が平成26年4月に初版発行した『巨大ダムの"なぜ"を科学する』の120頁に、「完成直前のダムを待ち受ける最後の試練」の小見出しで次の記述がある。

「コンクリート打設…が完了し、見た目には『完成』のように見えるダムでも、『試験湛水』をクリアしなければ『完成』ということにはならない。試験湛水とは、ダム湖に水を溜め、建設したダムに『実際に水圧』をかけて、ダムが正常に機能するかどうかを初めて試すものである。同じ建造物でも、たとえば橋や高層ビルができたときに、『将来的にかかる負荷』をかける試験は行わない。つまり、ダム独特の試験のひとつが試験湛水ということになる」

しかし、西松建設はダム岩盤に散見される鍾乳洞のため、福井県が平成30年10月21日と定めた河内川ダムの湛水式を挙げてできず、

●穴あきダム



下流より撮影した益田川ダムの全景。河床に近い部分に穴（常用洪水柱2門）がみえていることがわかる（写真提供：島根県）

『巨大ダムの"なぜ"を科学する』27頁「穴あきダム」の写真

「試験湛水」に着手できなかった。

従って河内川ダムは、多目的ダムとしては完成しないことが明らかとなった。

河内川ダムの試験湛水計画は、すでに「平成28年度設計業務委託その1」で(株)ニュージェックが設計業務を1,144万円を受注し、同業務報告書も平成29年3月に「河内川ダム湛水計画書」として作成、福井県に提出している。

福井県によると試験湛水については、施行前に国土交通省の事前審査を受ける必要があり、同省「基本設計会議」の審査をパスしなければならない。

河内川ダムに係る同「基本設計会議」はこれまで次のように開かれている。

- 平成29年5月19日 国土交通省近畿地方整備局にて、試験湛水計画ヒアリング
- 平成29年5月25日 国土交通省近畿地方整備局にて、試験湛水計画、操作規則・細則、工事中の操作要領ヒアリング
- 平成29年9月5日 国土交通省国土技術政策総合研究所にて、試験湛水前基本設計会議（資料について事前説明）

〈説明趣旨〉第四紀断層調査結果、貯水池内地滑り、基礎処理工、閉塞工、左岸開口量の大きい割れ目が分布する領域の設計せん断強度

- 平成29年12月19日 国土交通省国土技術政策総合研究所にて、試験湛水前基本設計会議（資料について事前説明）

〈説明趣旨〉ダムサイトの地形・地質、堤体設計、基礎処理工、堤体材料、第四紀断層調査結果、貯水池内地滑り、閉塞工、付替道路の法面崩壊

○平成 30 年 3 月 8 日 国土交通省国土技術政策総合研究所にて、試験湛水前基本設計会議(資料について事前説明)

〈説明趣旨〉堤体設計

●平成 30 年 4 月 24 日、上記「事前説明」の

◇国土交通省は試験湛水に必要な審査を回避し続けている

●平成 30 年 5 月 30 日、河内川ダム建設事務所で開催公文書の説明があった。出席者は本庁河川課の米田主任、坂本主事、北山主任、富田主事、ダム事務所の下西工務課長、中塚主査ら 6 名と松本で、試験湛水については次のような会話が合った。

松本：試験湛水に関する基本設計会議資料を見せて頂きましたが、あれは、必要とされる基本設計会議の審査記録ではなくて、全部、福井県による事前説明資料ですね。

職員：そうです。事前説明資料です。

松本：…… 3 月 8 日の基本設計会議以降、今日までに基本設計会議は開かれていますか。

職員：…… まだです。

松本：基本設計会議はいつ河内川ダムの試験湛水計画の審査をなさるんですか。

職員：これからです。

松本：…… で、会議はいつ開かれますか。

職員：…… 今後、ということになります。

松本：…… 今後と言われましても、…試験湛水の開始予定日は 10 月 21 日ですから、もう 5 カ月を切ってるじゃないですか。この予定日は適当に決めた日ではありませんよね。

職員：…… 年間の非洪水期を選んで設定しています。

松本：ですから、開始日の延期といっても、何カ月もというわけにはいかないでしょう。

職員：……

松本：開示された基本設計会議の事前説明文書から、第 3 章 3 - 4「基礎岩盤の透水性」全ページが抜け落ちています。

職員：……

松本：第 3 章の「ダムサイトの地形・地質」の他の項には、岩盤に散見される「超高透水性」に係る記述や図面が何枚も出ていますが…

会議記録開示に際して福井県は、「基礎岩盤の透水性」及び「石灰岩溶食洞のグラウチング」などに係る説明資料並びに「試験湛水計画」に係る説明資料及び記録を、筆者の目から隠すために予め抜き取った。

職員：3 - 4 以外にも出ていますか。

松本：出ています。超高透水性岩盤といったら、それはもう、岩盤ではなくて…空洞、…鍾乳洞のことではありませんか。

職員：……

松本：ダム基盤にとって一番大事な部分じゃないですか。隠さないで出して下さい。

職員：…… まだ、出来上がっていませんので…

松本：…… 外にも欠落文書がありましたね。第 5 章「基礎処理工」の「石灰岩溶食洞グラウチング」(注 1) 9 ページ分がそっくり欠落していました。

職員：……

松本：その外にも、第 8 章、一番肝心の「試験湛水」の項の全文が抜け落ちています。

職員：…… これは、まだ、まとまっていませんので…

松本：そんな筈がないでしょう。だって、目次には、ちゃんとページが打ってあるのですから、出来上がっているんでしょう。

職員：いや、出来上がったならそのページの部分に入れるということになってます。

松本：試験湛水計画を事前説明する基本設計会議に、試験湛水の計画が提出されていないなんて信じられませんか。…国土交通省が事前審査して試験湛水計画を不合格にすることも出来ないし、かといって、合格させたくらうで試験湛水してみたら、水が溜まらなかつたりしたら、これも大変ですからね。…本当は、「基本設計会議」の前に河内川ダムはもう、水を溜めない洪水調節専用ダムに設計変更されていたんじゃないですか。

職員：…… (これ以後は、何を聞いても沈黙の殻に閉じこもるだけであった)

注 1) グ라우チング=岩盤の隙間にセメントミルクを注入充填すること

◇国土交通省(民主党)のダム検証は虚構に基づいて実施された

●以上の経過からも、福井県が河内川ダムを試験湛水を必要としないダム(穴あきダム)にする設計変更を終えていたことは明らかで、その設計変更が平成 21 年 6 月 2 日になされた国土交通省の「全体計画変更」の認可であったことに疑いの余地はない。

国土交通省の国庫補助金交付決定通知書には補助金交付条件が付されており、「事業の内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合」には「あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない」とされている。

河内川ダムを洪水調節専用ダムに変更する「全体計画変更」を認可したのは、自民党政権の国土交通省であり、その河内川ダムの検証を福井県に要請したのは「できるだけダムにたよらない治水」を掲げた民主党政権の国土交通省(馬淵澄夫大臣)であった。

民主党政権が、河内川ダムの検証を福井県(西川一誠知事)に要請した平成 22 年 9 月 28

日の時点において河内川ダムは、自民党政権により既に「多目的ダム」から「洪水調節専用ダム」に設計変更を承認された後であったが、国土交通省河川局官僚と福井県は設計変更の事実を新政権には隠したまま、設計変更以前の「多目的ダム」を検証の対象とした。

福井県(西川一誠知事)は、設計変更前の河内川ダムを「ダム検証 福井県・市町検討会」(注 2)の検証対象として検討を委託した。

民主党政権は、同「ダム検討会」の「多目的ダム継続」の検討結論を受けて補助事業の継続を決定(詳細は本通信の第 213 号)したものであり、「洪水調節専用ダム」の継続を決定したのではない。

(注 2) 西川知事が設置した「検討会」メンバーは、福井県近藤土木部長、松崎小浜市長、森下若狭町長により構成(三人共ダム共同事業者である)。この時松崎市長と森下町長は河内川ダムが洪水調節専用ダムに設計変更されている事実を知らされていなかった。

◇以上の事実と経過は、解明が求められる次のような同題を孕んでいる

1、福井県が河内川ダムを、多目的ダムから洪水調節専用ダムに設計変更した翌年度、平成 22 年度以降も平成 30 年度まで目的を「多目的ダム建設」と偽って、国庫補助金の交付を申請して受けた補助金合計は 88 億 7429 万円に達する。

1、国土交通省(自民党政権)が、多目的ダムから洪水調節専用ダムへの河内川ダムの設計変更を承認した後、政権交代した民主党政権の国土交通省が福井県に検証を要請したのは変更前の多目的ダムであった。同省は検証対象ダムを誤認したまま福井県に検証を要請し、多目的ダムの継続を決定した。

1、国土交通省から河内川ダム検証の要請を受けた福井県(西川知事)は、ダム共同事業者である小浜市や若狭町に対して、多目的ダムから洪水調節専用ダムへの設計変更の事実を秘匿したうえで、「多目的ダムへの参加継続の意志」の再確認を求め、両者共に「水不足の窮状」を訴えて参加継続の意志を表明した。小浜市と若狭町が参加継続を表明したのは「多目的ダム」であり「洪水調節専用ダム」ではない。

1、河内川ダムの共同事業者としての福井県、小浜市、若狭町が協定した「河内川ダム建設工事に関する基本協定書」の第 2 条の 2 は、河内川ダムの「内容を変更しようとするときは福井県、小浜市、若狭町が協議して定めるものとする」と定めているが、福井県は、河内川ダムを「多目的ダムから洪水調節専用ダム」に設計変更する「河内川ダム全体計画変更申請書」の提出に際して共同事業者である小浜市や若狭町に相談せず、その後の協議もしていないので同「基本協定書」に違反する。

1、小浜市と若狭町は河内川ダムを水源とする権原を得るのに、多額の負担金(小浜市は総事業費 415 億円の 6.67% 27 億 6800 万円、若狭町は 3.68% 15 億 2720 万円)を支払わせられたうえ、住民に何の利益ももたらさない協定違反の洪水調節専用ダムの維持管理費、修理保全費、災害復旧費などの費用が負担割合に応じてかかってくる踏んだり蹴つたりの不条理が予想される…

(次号につづく)